

# 行政資料 pickup!



## 2026年度診療報酬改定答申より地域支援体制加算と後発医薬品使用促進の評価について

中央社会保険医療協議会(中医協)は2月13日、2026年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目(いわゆる短冊)の具体的な点数が明らかになりました。その中から、地域支援体制加算と後発医薬品使用促進の評価についての内容をご紹介します。



- ◆ 地域支援体制加算を地域支援・医薬品供給対応体制加算に改称
- ◆ 4段階→5段階評価へ変更
- ◆ 後発医薬品数量シェア85%以上、医薬品安定供給確保体制が加算1～5の共通要件となる
- ◆ 後発医薬品調剤体制加算は廃止

現行		→	改定案	
【調剤基本料】			【調剤基本料】	
地域支援体制加算 1	32点		<b>地域支援・医薬品供給対応体制加算 1</b>	<b>27点</b>
地域支援体制加算 2	40点		<b>地域支援・医薬品供給対応体制加算 2</b>	<b>59点</b>
地域支援体制加算 3	10点		<b>地域支援・医薬品供給対応体制加算 3</b>	<b>67点</b>
地域支援体制加算 4	32点		<b>地域支援・医薬品供給対応体制加算 4</b>	<b>37点</b>
			<b>地域支援・医薬品供給対応体制加算 5</b>	<b>59点</b>

	地域支援・医薬品供給対応体制加算				
	加算 1	加算 2	加算 3	加算 4	加算 5
調剤基本料	—	調剤基本料 1 を算定		調剤基本料 1・特別調剤基本料B以外を算定	
後発品数量シェア	85%以上				
医薬品安定供給確保体制	●				
地域医療への貢献体制	—	十分な			
地域医療への貢献実績	—	十分な	相当の	十分な	相当の

[経過措置] 2026年3月31日において現に後発医薬品調剤体制加算1・2・3に係る届出を行っている保険薬局については、2027年5月31日までの間に限り、上記後発品数量シェアの基準に該当するものとみなす。

地域医療への貢献に係る体制及び実績については、施設基準通知において以下の内容等が規定される予定  
<体制について>

- 2026年6月以降に開設する保険薬局、改築・増築する保険薬局においては、面積が16㎡以上の調剤室を有すること。
- セルフ Medikation 関連機器を設置していること。
- 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを販売又は提供していないこと。

<実績について>

- 調剤時の薬剤一元管理による疑義照会や残薬調整に係る評価項目を一定程度算定していること。
- かかりつけ薬剤師による服薬指導を一定程度実施していること(服薬管理指導料1のイを算定していること)
- 服用薬剤調整支援料2の見直しに伴い、実績要件の項目から服用薬剤調整支援料を削除すること。

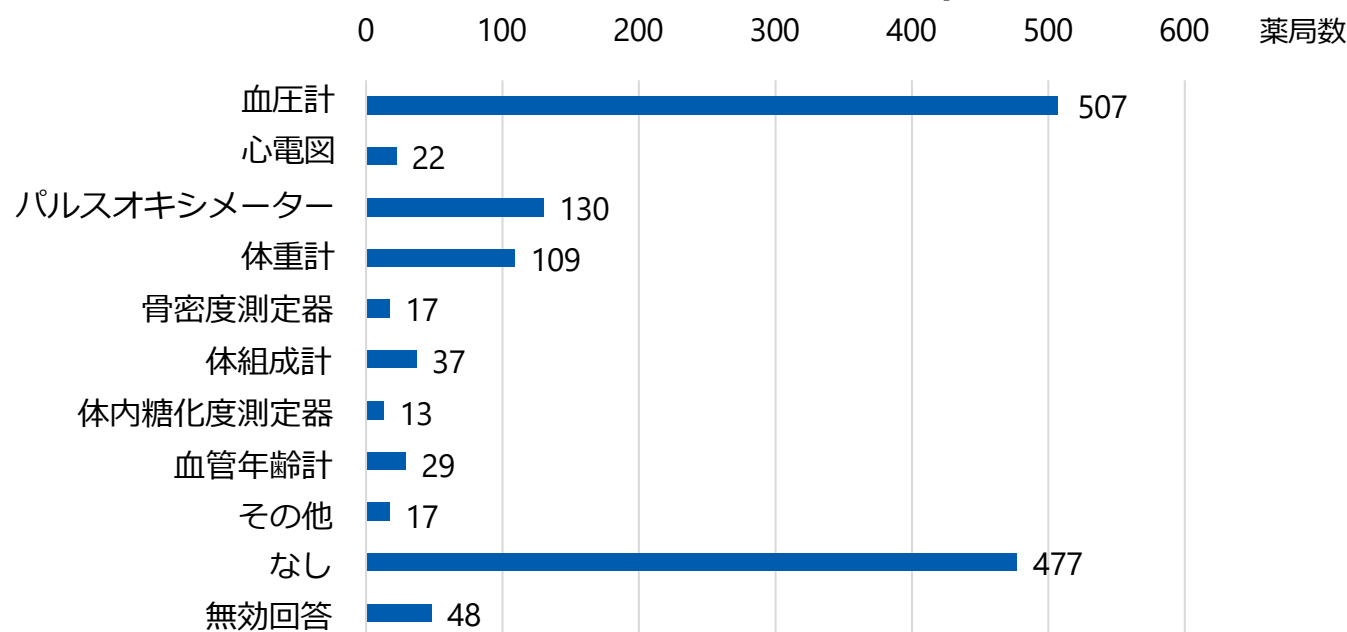
医薬品安定供給確保体制に関する施設基準は以下の通りです。

〔施設基準（通知）〕

- ① 地域における医薬品の安定供給を確保するため、医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行うこと。
- ② 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績があること。ただし、同一グループの保険薬局への医薬品の分譲は、実績に含めない。
- ③ 医薬品の供給不安等により、患者が持参した処方箋に記載された医薬品が入手困難な場合は、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該薬局にあらかじめ連絡して在庫を確認した上で、別紙様式を用いて患者に当該薬局を案内する、処方医に処方内容の変更可否を照会する等、適切に対応すること。
- ④ 重要供給確保医薬品のうち内用薬及び外用薬であるものについて、1か月分程度は備蓄するよう努めること。なお、ここでいう備蓄とは、薬局に現に医薬品の在庫を保有していることを指し、卸売販売業者が代わりに在庫を確保していること又は卸売販売業者に在庫を確保させていることのみでは、備蓄には該当しない。
- ⑤ 個々の医薬品の価値や流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。
- ⑥ 流通の効率化と安定供給の確保のため、常に適正な在庫量を維持し、卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎むこと。
- ⑦ 厳格な温度管理を要する医薬品や、在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。
- ⑧ 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や事前の合意等に取り組むことが望ましい。
- ⑨ 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が85%以上であること。
- ⑩ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。

2025年11月28日に行われた中医協総会では、セルフメディケーション関連機器の設置状況が示されました。地域における薬局の役割として、セルフケア・セルフメディケーションの推進を挙げていることから、今回要件化される見込みです。

セルフメディケーション関連機器の設置状況（複数回答可）（n=1133）



出典：令和7年度薬局および医療機関における薬剤師の業務実態調査（薬局票）

個別改定項目について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>

調剤報酬点数表(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf>

調剤について(その2)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001600992.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年2月13日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行：T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部